

IBM Regulatory Compliance Analytics

ご利用条件 (以下「ToU」といいます。) は、本「IBM ご利用条件 – SaaS 特定オファリング条件」 (以下「SaaS 特定オファリング条件」といいます。)、および以下の Web サイトでご覧いただける「IBM ご利用条件 – 一般条件」 (以下「一般条件」といいます。) で構成されています (URL:<http://www.ibm.com/software/sla/sladb.nsf/sla/tou-gen-terms/>)。

「SaaS 特定オファリング条件」と「一般条件」の規定に矛盾がある場合、「SaaS 特定オファリング条件」が優先して適用されるものとします。「IBM SaaS」の注文、そのアクセスまたは利用により、お客様は「ToU」に同意したものとみなされます。

「ToU」には、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスペリエンスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」のうち該当する契約条件 (以下「本契約」といいます。) が適用され、これらと「ToU」を合わせて完全な合意として成立します。

1. IBM SaaS

以下の「IBM SaaS」オファリングに、これらの「SaaS 特定オファリング条件」が適用されます。

- IBM Regulation Insights Service
- IBM Regulatory Content Processing Package
- IBM Regulatory Compliance Analytics Jump Start

2. 課金単位

「IBM SaaS」は、「取引文書」で規定された以下の課金単位のいずれかに従って販売されます。

- 「**エンゲージメント**」は、サービスを取得する際の課金単位です。「エンゲージメント」は、「IBM SaaS」に関連するプロフェッショナル・サービス、研修サービスまたはその両方のサービスで構成されます。それぞれの「エンゲージメント」をカバーするのに十分な使用許諾を取得しなければならないものとします。
- 「**インスタンス**」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「インスタンス」とは、「IBM SaaS」の特定の構成へのアクセスを意味します。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中にアクセスおよび利用することが可能な「IBM SaaS」の「インスタンス」ごとに十分な使用許諾を取得しなければならないものとします。
- 「**ページ**」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「ページ」は、物理的形式またはデジタル形式のいずれにより作成されたかにかかわらず、印刷された場合にシートの片側に含まれるコンテンツの集まりをいいます。Web ページに由来するコンテンツは、ページ数を判断するためには PDF ファイル形式に変換しなければなりません。お客様の「PoE」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」によって処理または管理される「ページ」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得しなければならないものとします。

3. 料金および課金

「IBM SaaS」に対する料金は、「取引文書」に記載されます。

3.1 セットアップ料金

標準的なセットアップ・サービスおよびそれらに適用される料金は、IBM Regulatory Compliance Analytics Jump Start オファリングにより定められます。

追加の構成またはサービスが必要なお客様は、追加の「作業指示書」により IBM の Regulatory Compliance Analytics サービスを契約する必要があります。

3.2 1 か月に満たない期間の料金

「取引文書」に記載された 1 か月に満たない期間の料金は、按分にて算定される場合があります。

4. 期間および更新オプション

「IBM SaaS」の期間は、「PoE」に記述されるとおり、「IBM SaaS」へのお客様のアクセスについて、IBM がお客様に通知した日に開始します。「PoE」には、「IBM SaaS」が自動的に更新されるか、継続利用ベースで続行されるか、期間満了時に終了するかが記載されます。

自動更新の場合には、お客様が期間満了日の少なくとも 90 日前までに書面により更新しないことを通知する場合を除き、「IBM SaaS」は、「PoE」に定める期間につき自動更新されます。

継続利用の場合は、「IBM SaaS」は、お客様が 90 日前までに書面により終了を通知するまで、月単位で継続利用することができます。「IBM SaaS」は、かかる 90 日の期間後の暦月末日まで引き続き利用することができます。

5. テクニカル・サポート

サブスクリプション期間中に「IBM SaaS」に対して提供されるテクニカル・サポートは、http://www-01.ibm.com/software/support/acceleratedvalue/SaaS_Handbook_V18.pdf または IBM が提供する後継の URL に定めます。テクニカル・サポートは「IBM SaaS」に含まれ、別個のオフリングとして提供されるものではありません。

6. 「IBM SaaS」オフリングの追加条件

6.1 Cookie

お客様は、IBM が「IBM SaaS」の通常の運用およびサポートの一環として、トラッキングおよびその他の技術により、「IBM SaaS」の利用に関連してお客様（お客様の従業員および従契約者）から個人情報を収集することがあることを認識し、これに同意するものとします。IBM によるこのような情報収集は、ユーザー・エクスペリエンスの向上またはお客様との対話の調整を目的とし、「IBM SaaS」の有効性について使用統計および情報を収集するために行うものです。お客様は、IBM、その他の IBM グループ会社およびその従契約者が、営業活動を行う地域において、適用法に従い、IBM、その他の IBM グループ会社およびそれぞれの従契約者の範囲内で、収集した個人情報を以上の目的のために処理することができるよう、お客様が同意を取得すること、または取得済みであることを確認するものとします。IBM は、収集した個人情報へのアクセス、更新、修正または削除について、お客様の従業員および従契約者からの要求に従うものとします。

6.2 Derived Benefit Locations

該当する場合、お客様が「IBM SaaS」に関する利益を享受しているとお客様が特定する所在地の税金が適用されます。IBM は、お客様が IBM に追加情報を提供する場合を除き、「IBM SaaS」の注文時に主要な Benefit Location として記載した事業所住所に基づいて税金を適用します。お客様は、当該情報を最新状態に保ち、変更があった場合には IBM に通知する責任を負うものとします。

6.3 法令遵守に関する無保証

「IBM SaaS」は、お客様が法規、規制、規格または慣行に基づく遵守義務を満たすために使用される場合があります。「IBM SaaS」が提供するいかなる指示、提案する使用法、またはガイダンスも、法律上、会計上、またはその他の専門的な助言ではなく、お客様はお客様自身で法律上またはその他の専門的な助言を得るものとします。お客様は、お客様とお客様の活動が適用されるあらゆる法規、規格、および慣行に従うようにすることに、単独で責任を負うものとします。「IBM SaaS」の利用が、あらゆる法規、規格、または慣行を遵守するものであることを保証するものではありません。

さらに、「IBM SaaS」はお客様を支援するツールであり、第三者に助言を行う場合や、投資その他の事業およびリスク管理について決定を下す場合に、お客様の経営陣および従業員のスキル、判断、および経験の代わりにするものではないことを、お客様は了承します。お客様は、「IBM SaaS」の利用による結果の責任を負うものとします。

6.4 第三者の Web サイトまたはその他のサービスへのリンク

お客様または「IBM SaaS」ユーザーが、「IBM SaaS」にリンクされた、または「IBM SaaS」からアクセス可能な第三者の Web サイトまたはその他のサービスに「コンテンツ」を伝送する場合、お客様および「IBM SaaS」ユーザーは、「コンテンツ」の当該のすべての伝送を可能にする同意を IBM に提供するものとします。ただし、かかる対話は、お客様および第三者の Web サイトまたは他のサービスの間でのみ

行われます。IBM は、かかる第三者のサイト、サービス、またはデータに対していかなる保証または表明もせず、また、かかる第三者のサイト、サービス、またはデータの品質について一切責任を負いません。

6.5 第三者の利益のための使用に関する制限

お客様は、IBM が書面により別段の合意をした場合を除き、「IBM SaaS」またはそのコンポーネント（「IBM SaaS」により作成される出力データおよびレポートを含みますが、これらに限定されません。）を、サービス・ビューロー、ホスティング・サービスまたはその他の営利目的の情報技術サービスを第三者に提供するために使用することはできません。

6.6 規制コンテンツおよび個人情報の利用

本「IBM SaaS」は、個人情報またはセンシティブ個人情報などの規制対象コンテンツに関する特定のセキュリティ要件に則して設計されているものではありません。お客様は、お客様が「IBM SaaS」に関連して使用するコンテンツのタイプについて、本「IBM SaaS」がお客様のニーズを満たすものかどうか判断する責任を負います。

6.7 使用制限 – ページ

すべての「ページ」の使用許諾は、お客様の「証書」または「取引文書」に定める課金期間内に使用しなければならないものとします。

お客様は、購入したものの課金期間の終了までに使用しなかった「ページ」の払い戻しを受ける権利を有しません。

別紙 A

1. IBM Regulation Insights Service

IBM Regulation Insights Service (必須コンポーネント) は「IBM SaaS」のインスタンスを提供します。IBM Regulation Insights Service は、金融サービス機関が規制コンプライアンスの取り組みを追跡、管理、および監視できるように支援します。IBM OpenPages GRC Platform、IBM Watson Cognitive Computing、およびお客様がソリューションに取り込むことを選択した規制コンテンツを組み合わせることにより、IBM Regulation Insights Service は、お客様が規定する規制の構成要素を、段落ごとに文レベルで分解して分類します。これにより、お客様の組織に関連するものとしてお客様が選んだ現在の規制要件や新たな規制要件に関連する新規制御の提示を通じて、お客様は、お客様のコントロール・フレームワークにおいてギャップが生まれる可能性のある場所を特定することができます。

2. IBM Regulatory Content Processing Package

IBM Regulatory Content Processing Package は、金融サービス機関が Regulatory Compliance Analytics ツールに規則を付加できるよう支援するツールとなるように設計されています。かかる規則は、システムにより特定された義務を備えたコグニティブ技術を用いて解析されます。このコンポーネントにより、お客様は、自身の事業に重要であると見なす文書にフィードを付加することができます。

3. IBM Regulatory Compliance Analytics Jump Start

IBM Regulatory Compliance Analytics Jump Start on Cloud (必須コンポーネント) は、「IBM SaaS」の初回の導入に関するサービスを提供します。これには、プロジェクトの計画、保守、管理、および実証された手法の検討に関する初回の指導および支援が含まれます。

別紙 B

IBM は、「PoE」に記載するとおり、「IBM SaaS」に関して、以下の可用性のサービス・レベル・アグリーメント (以下「SLA」といいます。) を提供します。「SLA」は保証ではありません。「SLA」はお客様にのみ提供され、実稼働環境における使用に対してのみ適用されます。

1. 可用性クレジット

お客様は、「IBM SaaS」の可用性に影響を及ぼした事象について最初に知り得たときから 24 時間以内に、IBM テクニカル・サポート・ヘルプデスクに対して「重要度 1」のサポート・チケットを記録しなければなりません。お客様は、あらゆる問題診断および解決に関して IBM を合理的に支援しなければなりません。

「SLA」の未達を申告するサポート・チケットは、契約月の末日から 3 営業日以内に提出しなければなりません。有効な「SLA」の申告に対する補償は、「IBM SaaS」の実稼働システム処理が利用できない時間 (以下「ダウンタイム」といいます。) に基づいた「IBM SaaS」の将来の請求に対するクレジットになります。「ダウンタイム」は、お客様が当該事象を報告した時点から「IBM SaaS」が復元される時点までの間で計測され、次のものに関連する時間は含まれません。保守のための計画停止または発表された停止、IBM の支配の及ばない原因、お客様または第三者のコンテンツもしくはテクノロジーの問題または設計もしくは指示、サポート対象外のシステム構成およびプラットフォームまたはその他お客様による誤り、またはお客様に起因するセキュリティーに関する事故もしくはお客様によるセキュリティー・テスト。IBM は、下表のとおり、各契約月における「IBM SaaS」の累積的な可用性に基づき、適用しうる最大の補償を適用します。各契約月の補償の合計額は、「IBM SaaS」に対する年額料金の 12 分の 1 の 10% を超えないものとします。

2. サービス・レベル

「契約月」における「IBM SaaS」の可用性

「契約月」における可用性	補償 (申告の対象である「契約月」における「月額サブスクリプション料金」* の割合)
< 98%	2%
< 97%	5%
< 93%	10%

* 「IBM SaaS」が IBM ビジネス・パートナーから取得されたものである場合、月額サブスクリプション料金は、申告の対象である「契約月」に対して有効な「IBM SaaS」のその時点での最新の表示価格に基づいて計算され、それを 50% 割引した額となります。IBM は、直接お客様に払い戻します。

「可用性」は、以下のとおり算出されます。契約月における分単位の総時間数から、契約月における「ダウンタイム」の分単位の総時間数を差し引き、それを契約月における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

例: 「契約月」における「ダウンタイム」が 900 分である場合

30 日の「契約月」における合計 43,200 分 - 「ダウンタイム」 900 分 = 42,300 分 <hr/> 合計 43,200 分	= 「契約月」における 97.9% の可用性につき 2% の「可用性」クレジット
--	---